

令和6年度組織機構及び職員定数調整方針

1 基本的な考え方

県行政の基盤となる組織が政策を効果的に展開していくためには、「県民のために働く組織」、「職員が働きやすく、達成感を持って仕事ができる組織」であることが重要であるとの考えのもと、令和6年度組織機構及び職員定数調整については、「令和6年度三重県行政展開方針」及び「令和6年度当初予算調製方針」の内容をふまえ、職員数の抑制に努めながらも、県政を取り巻く新たな課題や複雑・多様化する行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、以下により行います。

2 組織機構

- (1) 三重の未来を担う子どもを守り、子どもの育ちを支えるため、子ども・子育て支援に係る取組の充実を図るとともに、様々な業種で深刻化している人手不足や新たな感染症の発生に備えた平時からの取組など、県政の諸課題に的確に対応できるよう、限られた人員の中でも効果的・効率的な組織体制を検討します。
- (2) 社会情勢の変化や令和5年度に実施した本庁組織の再編をふまえ、現行の地域機関の組織体制について検証し、必要な見直しを検討します。

3 職員定数

- (1) 定数配置については、全体数の抑制を図りながら、選択と集中を行い、子ども・子育て支援に係る取組をはじめ県政の諸課題への的確な対応を図ります。
- (2) 時間外勤務命令の上限に留意し、県庁DXの推進による仕事の進め方改革やライフ・ワーク・マネジメントの推進による時間外勤務の縮減に取り組むとともに、新たな行政ニーズへの対応や業務の平準化などについては既存事業の徹底した見直しを行い、各部局においても主体的に定数調整を行うものとします。
- (3) なお、大規模災害に伴う災害復旧などの緊急課題への対応、県を取り巻く行政課題の変遷、予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、特に必要があると認められる場合には、所要の調整を行います。